⑿ ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数、並びに原動機の種類、出力及び個数

⒀ 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち⑴から⑿までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数、並びに原動機の種類、出力及び個数

⒁ 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

⒂ 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

⒃ 主要寸法、材料及び個数（内筒及び外筒の別に記載すること。）

3 次の事項

⑴ 外に設置される流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。）を内包する容器（放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎キログラム以下のものを除く。）

⑵ 外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器（放射性廃棄物運搬用容器であって、外へのヘの漏えいを防止するために施設するものを除く。）

4 原子炉格納容器本体又は廃棄物貯蔵設備から流出する液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、個数及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

⑴ 品質保証の実施に係る組織

⑵ 保安活動の計画

⑶ 保安活動の実施

⑷ 保安活動の評価

⑸ 保安活動の改善

6 放射線管理施設

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

⑴ プロセスモニタリング設備に係る次の事項

イ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境中に放出する排気中又は排水中の放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視する場所を記載すること。）及び個数

⑵ エリアモニタリング設備に係る次の事項

イ 中央制御室の線量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視する場所を記載すること。）及び個数

ロ 放射線管理用計測装置の系統及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

ハ 放射線管理用計測装置の配置を明示した図面及び系統図

ニ 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書

ホ 放射線管理施設に係る機器（放射線管理用計測装置を除く。）の配置を明示した図面

ヘ 管理区域の出入管理設備及び環境試料の分析装置に関する説明書

ト 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

チ 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

リ 構造図

ヌ 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書

ル 中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書

ヲ 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書